

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社山田工業所 代表取締役 山田 利雄	鳥取市安長102	鳥取市細見地内	真砂土等岩石採取	10.8597 ヘクター ル	10.7408 ヘクター ル	7.0932 ヘクター ル	平成22年2月23日 から平成27年2月22日まで	平成22年2月23日